

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 26日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県田方郡函南町間宮420-1

氏名 静岡県交通基盤部沼津土木事務所下水道課狩野川東部浄化センター班

課長代理兼班長 三浦 貴史

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 055 - 978 - 7517

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

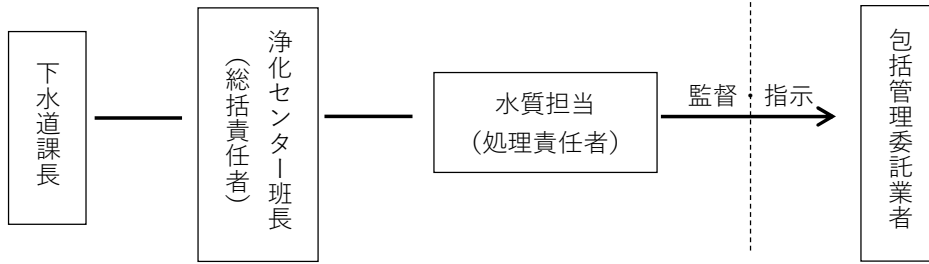
事業場の名称	狩野川東部浄化センター		
事業場の所在地	静岡県	田方郡	函南町間宮420-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	水道業
② 事業の規模	令和5年度年間流入下水量 11,243,080 m ³
③ 従業員数	5人（+維持管理業務受託者28人）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p><フロー></p> <pre> graph LR Inflow --> S1[沈砂池] S1 --> S2[最初沈殿池] S2 --> RT[反応タンク] RT --> S3[最終沈殿池] S3 --> Disinfection[放流消毒] S1 -- 沈砂 --> WS[洗浄機] WS -- 沈砂 --> Fertilizer[肥料化] S2 -- 汚泥 --> CS[破碎] CS --> GC[重力濃縮槽] GC --> MC[混合濃縮汚泥貯留槽] S3 -- 汚泥 --> CS2[破碎] CS2 --> DC[遠心濃縮機] DC --> MC MC --> DS[遠心脱水機] DS -- 脱水汚泥 --> Fertilizer DS --> CM[建設資材] </pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- ・産業廃棄物処理計画総轄責任者：狩野川東部浄化センター班長
- ・産業廃棄物処理計画作成部署：狩野川東部浄化センター班

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	下水汚泥	270,304.300 t
	—	— t
(これまでに実施した取組) 浄化センターへ流入する下水量減量や下水処理負担軽減のため、排水量の減量や下水への食物残渣等の混入防止を呼び掛けた。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	下水汚泥	287,401.600 t
	—	— t
(今後実施する予定の取組) 下水道接続数の増加や経済活動の活発化等により流入下水量が増加すると、それに伴い発生する下水汚泥も増加する。 今後も従来の取り組みを継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥のうち、脱水ケーキと沈砂を種類ごとに保管。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来と同様とする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
	下水汚泥	— t
	—	— t
	(これまでに実施した取組) —	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
	下水汚泥	— t
	—	— t
	(今後実施する予定の取組) —	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t	264,557.000 t
	—	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 発生する汚泥は約99%が水分であり、遠心濃縮や重力濃縮を行い、これをさらに脱水処理することで減量に努めた。 含水率77.2%（年平均）の脱水汚泥とした。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t	281,286.600 t
	—	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥の含水率78%以下（年平均）を維持するよう適切な濃縮・脱水処理を行い、機械等の運転、薬品添加率等を適切に管理することにより減量を行う。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
	下水汚泥	— t
	—	— t
	(これまでに実施した取組)	
—		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
	下水汚泥	— t
	—	— t
	(今後実施する予定の取組)	
—		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	下水汚泥	0.000	5,747.300	0.000	0.000	5,747.300
	—	—	—	—	—	0.000
(これまでに実施した取組) 汚泥全量を再生利用業者へ委託（建設資材化、肥料化）。再生利用業者への実地確認を実施。						

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	下水汚泥	0.000	6,115.000	0.000	0.000	6,115.000
	—	—	—	—	—	0.000
(今後実施する予定の取組) 汚泥全量を再生利用業者へ委託（建設資材化、肥料化）。 再生利用業者への実地確認。						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。